一般社団法人秋田県産業廃棄物協会 会長 山岡 緑三郎 様

秋田県生活環境部長(公印省略)

新型コロナウイルス感染症対策の周知について(依頼)

本県の廃棄物行政の推進については、日頃から御協力賜り、厚くお礼申し上げます。 さて、令和4年1月13日の秋田県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、 まん延防止等重点措置区域との不要不急の往来は避けること、それ以外の地域との往来 も訪問地域の感染状況を踏まえ判断すること、県外との往来の後に感染の不安を感じる 場合は「無料のPCR等検査」を積極的に活用すること等、感染拡大防止のための協力 要請をしています。

廃棄物処理は、国民生活を維持し経済を支える必要不可欠な社会インフラであることから、新型コロナウイルスの感染防止及び廃棄物事業の安定的な継続のため、基本的な感染防止対策の徹底及び感染リスクの回避について、貴会員に対し周知してくださるようお願いします。

<添付資料>

- ・新型コロナウイルス感染症対策について (令和4年1月13日 秋田県新型コロナウイルス感染症対策本部)
- ・感染警戒レベル等について (令和4年1月13日 秋田県新型コロナウイルス感染症対策本部)

【担当】

秋田県生活環境部

環境整備課 廃棄物対策班 田村

電 話:018-860-1624 F A X:018-860-3835

E-mail: recycle@pref.akita.lg.jp

感染警戒レベル等について

令和4年1月13日 秋田県新型コロナウイルス感染症対策本部

1 現在の状況

- ・ 全国的に「オミクロン株」による感染が急速に増加しており、政府は、1月9日から31日までの期間、広島県、山口県及び沖縄県を対象区域として、まん延防止等重点措置を適用した。
- ・ 県内においては、先週、30日ぶりに新規感染者を確認して以降、県外往来によると推察される感染が増加しており、一部地域において、クラスターも発生しているが、現時点で感染者はすべて無症状又は軽症となっている。

2 県の感染警戒レベルの維持

新規感染者数は増加傾向にあるものの、病床使用率の状況や感染の拡大が一部地域に限られていることを踏まえ、県の感染警戒レベル「2」を維持する。

3 県民への要請内容

(1) 県外との往来

- ① まん延防止等重点措置区域との不要不急の往来は避けること。やむを得ず往来する場合は、帰県の際のPCR等の検査や帰県後の健康観察の徹底など感染防止対策を万全にすること。
- ② ①以外の地域との往来は、訪問先等の感染状況を踏まえて判断すること。特に大都市圏など感染が拡大している地域との往来は慎重に判断すること。
- ③ 県外との往来に当たっては、不織布マスクの正しい着用、手洗いなどの基本的な感染防止対策を徹底した上で、感染に十分注意して行うこと。 ただし、発熱等の症状がある場合は、往来を控えること。
- ④ 県外との往来の後、無症状であっても感染の不安を感じる場合は、「感染拡大傾向時の一般検査事業 (無料のPCR等検査)」を積極的に活用すること。

(2) 感染リスクの回避(オミクロン株対策の徹底)

従来株よりも感染力が強いオミクロン株に対応するため、これまで以上に感染リスクの回避に留意すること。

- ① 飲食を伴う集まりは、「長時間を避け」、「マスク会食」を行うとともに、「参加人数に応じた席の配置」や「十分な換気」を徹底すること。
- ② イベント等の開催に当たっては、「三つの密」が発生しない席の配置や「人と 人との距離の確保」、「マスクの着用」など基本的な感染防止対策を徹底すること。

(3)ワクチン接種後の感染防止対策

ワクチンを2回接種した後も、不織布マスクの正しい着用、手洗いなどの基本的な 感染防止対策を徹底するとともに、(2)記載のとおり、感染リスクが高まる行動を 控えること。

新型コロナウイルス感染症対策について

令和4年1月13日

秋田県新型コロナウイルス感染症対策本部

1 開始期間

令和4年1月13日(木)から

2 対象区域

秋田県全域

3 内容

(1)県外との往来

- まん延防止等重点措置区域との不要不急の往来は避けるようお願いします。やむ を得ず往来する場合は、帰県の際のPCR等の検査や帰県後の健康観察の徹底など 感染防止対策を万全にするようお願いします。
- その他地域との往来は、訪問先等の感染状況を踏まえて判断するようお願いします。特に、大都市圏など感染が拡大している地域との往来は慎重に判断するようお願いします。
- 県外との往来に当たっては、不織布マスクの正しい着用、手洗いなどの基本的な 感染防止対策を徹底した上で、感染に十分注意して行うようお願いします。ただし、発熱等の症状がある場合は、往来を控えてください。
- 県外との往来の後、無症状であっても感染の不安を感じる場合は、「感染拡大傾向時の一般検査事業(無料のPCR等検査)」を積極的に活用するようお願いします。

(2) 感染防止対策の実施

- 県民及び事業者の皆様には、感染のまん延を未然に防ぐため、「人と人との距離 の確保」「マスクの着用」「手洗い」をはじめとした基本的な感染防止対策に加え、 密を避けるなど適切な行動をお願いします。
- 飲食を伴う集まりは、「長時間を避け」、「マスク会食」を行うとともに、「参加人数に応じた席の配置」や「十分な換気」を徹底するなど感染リスクの回避に留意するようお願いします。
- ワクチンを2回接種した後も、不織布マスクの正しい着用、手洗いなどの基本的な感染防止対策を徹底するとともに、感染リスクが高まる行動を控えるようお願いします。
- イベント等の開催に当たっては、「三つの密」が発生しない席の配置や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」など基本的な感染防止対策を徹底するようお願いします。
- 発熱や体のだるさ、味覚・嗅覚に異常を感じた際は、無理に出勤や登校しないほか、会食にも参加しないようにし、速やかにかかりつけ医に電話で相談して受診されるか、「あきた新型コロナ受診相談センター」に相談するようお願いします。
- 事業者の皆様には、業種ごとの感染拡大予防ガイドラインを順守し、感染防止策を改めて徹底されるようお願いします。

※特措法第24条第9項に基づく協力の要請

○ 感染リスクが高まる場面や「感染拡大予防ガイドライン」などの詳細については、 内閣官房ウェブサイト【https://corona.go.jp/】をご覧ください。

(3) 各施設における感染防止対策の実施

- 各施設管理者の皆様においては、業種ごとの感染拡大予防ガイドラインを参照の上、「入場者の制限や誘導」「手洗いの徹底や手指の消毒設備の設置」「会食時を含めたマスクの着用」等を行うことを含め、「三密」を避けること、室内の換気や人と人との距離を適切にとることなど、基本的な感染防止策の徹底を図りながら事業活動を行うようお願いします。(内閣官房【https://corona.go.jp/】:新型コロナウイルス感染症対策「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン一覧」を参照)
- 従業員の働き方について、在宅勤務(テレワーク)、時差出勤など人との接触を 低減する取組をお願いします。
- 施設やイベント会場の利用者等が感染した場合などにLINEでお知らせする 「秋田県版新型コロナ安心システム」の導入をお願いします(詳しくは県ウェブサイトのサイト内検索でコンテンツ番号「50770」を検索)。
- 接触確認アプリ(COCOA)や「秋田県版新型コロナ安心システム」のQRコードを入口に掲示し、場内アナウンスで登録を呼びかけるなど、来場者への利用促進にご協力をお願いします。

(4) イベント・行事等の開催

※特措法第24条第9項に基づく協力の要請

○ イベント・行事等については、感染防止策を講じた上で次の「イベント・行事等の 参加人数の上限等」により開催するようお願いします。なお、開催に当たっては、感 染防止策等を記載したチェックリストを作成・公表するとともに、終了後は1年間保 管をお願いします。

<イベント・行事等の参加人数の上限等>

	収容定員が設定されているもの			収容定員が設定されて	
	5,000人以下	5,001人~10,000人	10,000人超	いないもの	
・ <u>大声なし</u> (注1)	収容定員 ※空席を設ける 必要はない。	5,000人 ※「感染防止安全計「 した場合、収容定員		十分な 人と人との 間隔を確保 ^{(できるだけ2m、}	
・ <u>大声あり</u> (注1)	50%			最低1m) <u>(注2)</u> <u>※大声ありで、人と人</u> <u>との間隔の維持が</u> 困難な場合は、 開催を慎重に判断。	

- (注1) 大声(観客等が通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること)を積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施 さないイベントを「大声あり」、それ以外を「大声なし」と分類する。
- (注2) 収容定員が設定されていないイベント等で大声なしに分類されるものについて、人と人とが触れ合わない程度の間隔で開催 したい場合は、「感染防止安全計画書」を県に提出する。

<感染防止策に係るチェックリスト>

イベント開催時のチェックリスト 感染防止策チェックリスト 【第1版(令和3年11月版)】 【第1版(令和3年11月版)】 本項目では、チェックリストを記入する前に、イベント イベント開催時には、下記の項目(イベント開催時の イベント開催時には、下記の項目(イベント開催時の 概要 の情報をご登録ください。 基本的な 基本的な 必要な感染防止策)を満たすことが必要です。 必要な感染防止策)を満たすことが必要です。 ※5,000人かつ収容率50%超のイベント開催時には、個別のイベントご 感染防止 ※5,000人かつ収容率50%超のイベント開催時には、個別のイベントご 感染防止 イベント名 (開催案内等のURLがあれば記載) との具体的な対策を記載した「感染防止安全計画」の提出が必要です。 との具体的な対策を記載した「感染防止安全計画」の提出が必要です。 出演者・ チーム等 (多数のため収まらない場合 → 別途、一覧をご提出ください。) 【大声なしの場合】 飛沫が発生するおそれのある行為を抑制する 飲食時の感染防止策(飲食店に求められる感 ため、適切なマスク(品質の確かな、できれ 令和 月 Н 時 分 ~ 分 染防止策等を踏まえた十分な対策)の徹底。 開催日時 ①飛沫の抑 ば不織布)の正しい着用や大声(※)を出さ (複数回開催の場合 → 別途、開催する日時の一覧をご提出ください。) 飲食中以外のマスク着用の推奨。 制(マスク ないことを周知・徹底し、そうした行為をす る者がいた場合には、個別に注意、退場処分 着用や大声 ⑤飲食の制 長時間マスクを外す飲食は、隣席への飛沫感 開催会場 等の措置を講じる。 を出さない 染のリスクを高めるため、可能な限り、飲食 (※) 大声の定義を「観客等が、①通常よりも大きな声量 専用エリア以外(例:観客席等)は自粛。 こと)の徹 会場所在地 で、②反復・継続的に声を発すること」とする。 自治体等の要請を踏まえた飲食・酒類提供の 【大声ありの場合】 可否判断(提供する場合には飲酒による大声 主催者 「大声なしの場合」の「大声」を「常時大声 等を防ぐ対策を検討。)。 を出す行為」と読み替える。 主催者 有症状者(発熱又は風邪等の症状を呈する 所在地 こまめな手洗や手指消毒の徹底を促す(会場 者) は出演・練習を控えるなど日常から出演 主催者 出入口等へのアルコール等の手指消毒液の設 (電話番号) (メールアドレス) ②手洗、手 者やスタッフ等の健康管理を徹底する。 連絡先 置や場内アナウンス等の実施。)。 指·施設消 練習時等、イベント開催前も含め、声を発出 6出演者等 毒の徹底 する出演者やスタッフ等の関係者間での感染 100% (%) 人と人とが触れ合わない 主催者側による施設内(出入口、トイレ、共 の感染対策 リスクに対処する。 (大声なし) 用部等)の定期的かつこまめな消毒の実施。 程度の間隔 収容率 出演者やスタッフ等と観客がイベント前後・ (上限) 休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講 50% (*) 十分な人と人との間隔 法令を遵守した空調設備の設置による常時換 じる(誘導スタッフ等必要な場合を除く。)。 (大声あり) **┛**(できるだけ2m、最低1m) ③換気の徹 気又はこまめな換気(1時間に2回以上・1 回に5分間以上等)の徹底。 チケット購入時又は入場時の連絡先確認やア 収容人数 プリ等を活用した参加者の把握。 人00,000人 入退場時の密集を回避するための措置(入場 ⑦参加者の 入場時の検温、有症状(発熱又は風邪等の症 参加人数 00,000人 ゲートの増設や時間差入退場等)の実施。 把握・管理 状) 等を理由に入場できなかった際の払戻し 措置等により、有症状者の入場を確実に防止。 その他 ④来場者間 休憩時間や待合場所での密集も回避するため (大声なしの場合は、大声なしと判断した理由や、大声を伴わない 特記事項 の人員配置や導線確保等の体制構築。 の密集回避 ことを担保する具体的な対策を記載ください。) 時差入退場の注意喚起や直行・直帰の呼びか 大声を伴わない場合には、人と人とが触れ合 け等イベント前後の感染防止の注意喚起。 わない間隔、大声を伴う可能性のあるイベン (※) 大声の定義を「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」とし トは、前後左右の座席との身体的距離の確保 これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントは「大声あり」に該当す 上記に加え、各業界が定める業種別ガイドライン(該当する業種において策定 ることと整理する。 されている場合)を遵守すること。

(5) 感染拡大の傾向が見られる場合の措置の実施

○ 感染拡大の傾向が見られる場合は、「感染警戒レベル」を踏まえ、外出自粛要請 やイベント開催の中止又は延期要請、施設の使用制限など必要な対策を速やかに講 じるものとします。

(6)誹謗中傷の禁止

○ 感染者や濃厚接触者及びその家族、医療関係者等に対する嫌がらせやSNSでの誹謗中傷や人物の特定は人権侵害に当たるほか、不安や恐怖心から受診や相談、疫学調査への協力をちゅうちょさせ、感染拡大のリスクを高めることにもつながりますので、絶対に行わないようお願いします。